

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>☞地域応援券を活用し、市内での消費喚起・経済活動の回復を図りたい</p> <p style="text-align: center;">市</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">利用期間終了しました</p>	<p>新居浜市プレミアム付地域応援券発行事業</p>	<p>◆事業内容：プレミアム分をあわせた1万円の商品券（地元応援券3千円、共通券7千円）の発行 ◆応援券の購入：令和4年9月8日（木）～10月31日（月） 全世帯に1枚ずつ送付する購入引換券を持参して購入 ◆販売場所：イオンモール新居浜、フジグラン新居浜、フジ新居浜駅前店、フジ本郷店、市内23郵便局（簡易郵便局を除く） ◆応援券概要：市内に本社・本店がある店舗などで利用できる地元応援券（3千円）と、その他の店舗でも利用できる共通券（7千円）がセットになったもの（1セット 1万円分）を5千円で販売 ◆利用開始：令和4年9月8日（木） ◆利用終了：令和4年12月31日（土）</p> <p>◆取扱店舗の募集：令和4年12月31日（土）まで ◆取扱店舗申込方法： （1）インターネット 「新居浜市プレミアム付地域応援券」 ホームページの申込フォームから申込 （2）郵送 登録申込書に必要事項を記載の上、添付書類とともに新居浜市プレミアム付地域応援券事務局へ郵送</p>	<p>●地域応援券について 新居浜市プレミアム付地域応援券事務局 0120-808-305 または 089-922-2380</p>
<p>☞思い切った事業の再構築を行いたい</p> <p style="text-align: center;">国</p>	<p>事業再構築補助金 New!</p> <p>第9回公募期間： 令和5年1月16日～ 令和5年3月24日</p> <p>第10回公募期間： 令和5年3月30日～ 令和5年6月30日</p>	<p>◆申請要件 ①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。 ②経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。 以上、①②の両方を満たすこと。</p> <p>◆補助上限：支援枠によって100万円～1.5億円 ◆補助率：支援枠によって1/2～3/4</p>	<p>事業再構築補助金事務局 コールセンター 0570-012-088</p>
<p>☞ポストコロナに向け、新たなビジネスモデルを展開したい</p> <p style="text-align: center;">県</p>	<p>ポストコロナ対応商品開発等支援事業費補助金</p> <p>※ 終了</p>	<p>◆内容：県内中小企業者等が実施する、コロナ禍による消費者ニーズの変化やポストコロナ時代の到来を見据えた地域資源を活用した新商品・サービス開発などを支援する</p> <p>◆対象者：県内に本社を置く中小企業者</p> <p>◆補助対象： ①高付加価値加工食品の開発に係る事業 ②健康や衛生関連製品の開発に係る事業 ③デジタル化に対応した商品やサービスの開発に係る事業 ④巣ごもり商品・サービスの開発に係る事業</p> <p>◆補助率等：対象経費の2 / 3以内（上限100万円） ◆申請期間：令和4年6月27日～令和4年8月26日</p>	<p>愛媛県経済労働部経営支援課 089-912-2484</p>

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
経営課題の解決を図りたい	県 ポストコロナ総合支援拠点 CONNECTえひめ New!	◆内容： 資金繰りや経営改善等の企業が抱える経営課題の解決や、事業承継や新事業展開等による経営力強化、デジタル化や脱炭素化等のポストコロナに向けた新しい取組みなど、県内企業の様々な経営課題に関する相談を一元的に受け止め、各専門家へ取り次ぎ、適切かつ継続的な支援を行う ◆相談申込方法：下記により事前に相談受付を行い、相談日程及び実施方法を調整した上で相談 ①電話による申し込み ②専用ホームページによる申し込み ③窓口（松山商工会議所内）による申し込み	CONNECTえひめ TEL：089-986-6003 URL： https://connect-ehime.com/consultants-form.html
資金繰りの支援を受けたい	県 緊急経済対策伴走支援枠金融支援事業	◆内容：県内中小企業者が、県の融資制度「緊急経済対策支援資金伴走支援枠」を借り入れる際の保証料を補助する ◆対象者： ①セーフティネット保証4号の認定を受けた者（売上高が前年同期比20%以上減少） ②セーフティネット保証5号の認定を受けた者（売上高が前年同期比5%以上減少し、国が指定する不況業種に該当する）であって、次のいずれかに該当する者 ・売上高等減少率が15%以上であること ・売上高等減少率が15%未満であって、最近1か月間に対応する前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること ③ ①②に該当しない者であって、次のいずれかに該当する者 ・最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ・最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること ◆融資限度額：6,000万円 ◆融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内） ◆受付期間：令和5年1月10日～令和5年3月31日 ◆保証料率： 事業者が信用保証協会に支払うべき下記の保証料のうち0.20%を補助 対象者①②…0.20%、対象者③0.20～1.15%	愛媛県経済労働部経営支援課 089-912-2481

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>県</p>	<p>新事業創出金融支援事業</p>	<p>◆内容：創業者及び事業承継者が、県の融資制度「新事業創出支援資金」を借り入れる際の保証料を補助する</p> <p>◆融資限度額：新事業 3,500万円 事業承継（運転5,000万円・設備1億円）</p> <p>◆融資期間：運転資金7年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金10年以内（うち据置期間1年以内）</p> <p>◆保証料率：事業者が信用保証協会に支払うべき下記の保証料の全額を補助する ※新事業については、信用保証協会の利用残高がない方 新事業…0.80%、事業承継…0.16%～1.72%</p>	<p>愛媛県経済労働部経営支援課</p> <p>089-912-2480</p>
<p>県</p>	<p>県制度融資「緊急経済対策特別支援資金」（通常枠）</p>	<p>◆内容：県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合の運転資金及び借換資金に対する融資支援</p> <p>◆限度額：（運転資金）企業5,000万円・組合1億円 （借換資金）企業8,000万円・組合1.6億円</p> <p>◆融資期間：（運転資金）7年以内 （借換資金）10年以内</p> <p>◆据置期間：1年以内</p> <p>◆融資利率：年1.50%</p> <p>◆保証料率：年0.35%～1.72%</p>	<p>愛媛県 経済労働部経営支援課</p> <p>TEL:089-912-2480 FAX:089-912-2479</p>
<p>☞コロナ禍において人材の確保が難しい</p> <p>県</p>	<p>中小企業人材マッチング緊急支援事業</p>	<p>◆内容： コロナ禍における県内中小企業の人材確保を支援するため、ホームページ等による非接触型の求職活動への転換を進めるとともに、県内外のコロナ離職者やUターン就業希望者、新規学卒等の未内定者に情報を発信する</p> <p>◆具体的な取組： 愛媛の求人・移住総合支援サイト「あのこの愛媛」内に求人情報や職業相談窓口等の情報がワンストップで閲覧できる「特設支援ページ」を開設</p>	<p>愛媛県経済労働部産業人材課</p> <p>089-912-2509</p>
<p>☞従業員の雇用を維持するために在籍型出向を行いたい</p> <p>国</p>	<p>産業雇用安定助成金</p>	<p>◆内容：労働者の雇用を維持するために行う在籍型出向に要する経費を助成（出向元、出向先双方）</p> <p>（運営経費） 中小企業：4/5又は9/10 中小企業以外：2/3又は3/4 ※上限額（出向元・出向先の合計）12,000円/日 （初期費用） 1人当たり10万円又は15万円（出向元・出向先双方） ※要件を満たすことで上乘せ・加算</p>	<p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-603-999 9：00～21：00 （土日・祝日含む）</p> <p>愛媛労働局助成金センター 089-987-6370</p>

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口																		
<p>㊦令和3年11月～令和4年3月の売上が減少した 中小企業者・個人事業主</p> <p>(新型コロナの感染拡大や長期化に伴う需要の減少、供給の制約などにより大きな影響を受けた中小企業者等)</p>	<p>事業復活支援金</p> <p>申請期間 令和4年1月31日～ 令和4年6月17日</p>	<p>◆申請要件 : 令和3年11月～令和4年3月のうち、任意の月の売上が、平成30年11月～令和3年3月の任意の同じ月の売上と比較して△30%以上減少した中小企業者等への支援金</p> <p>◆対象者 : 上記の条件を満たす法人もしくは個人事業主</p> <table border="1" data-bbox="1041 363 1890 699"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">中小企業者等 (支給上限額)</th> <th rowspan="2">個人事業主 (支給上限額)</th> </tr> <tr> <th>年間売上高 1億円以下</th> <th>年間売上高 1億円超～ 5億円以下</th> <th>年間売上高 5億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△ 50%以上</td> <td>100万円 (最大)</td> <td>150万円 (最大)</td> <td>250万円 (最大)</td> <td>50万円 (最大)</td> </tr> <tr> <td>△30～50%</td> <td>60万円 (最大)</td> <td>90万円 (最大)</td> <td>150万円 (最大)</td> <td>30万円 (最大)</td> </tr> </tbody> </table>		中小企業者等 (支給上限額)			個人事業主 (支給上限額)	年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～ 5億円以下	年間売上高 5億円超	△ 50%以上	100万円 (最大)	150万円 (最大)	250万円 (最大)	50万円 (最大)	△30～50%	60万円 (最大)	90万円 (最大)	150万円 (最大)	30万円 (最大)	<p>事業復活支援金事務局 0120-789-140</p>
	中小企業者等 (支給上限額)			個人事業主 (支給上限額)																	
	年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～ 5億円以下	年間売上高 5億円超																		
△ 50%以上	100万円 (最大)	150万円 (最大)	250万円 (最大)	50万円 (最大)																	
△30～50%	60万円 (最大)	90万円 (最大)	150万円 (最大)	30万円 (最大)																	
<p>㊦新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組みたい 中小企業・中堅企業</p>	<p>事業再構築補助金 申請期間令和4年2月中旬～ 令和4年3月24日</p> <table border="1" data-bbox="98 863 1010 1150"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>通常枠</td> <td>補助額100万円～従業員数に応じて8,000万円 補助率 2/3 (6,000万円超は 1/2)</td> </tr> <tr> <td>卒業枠</td> <td>補助額6,000万円超～1億円 補助率 2/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中堅企業</td> <td>通常枠</td> <td>補助額100万円～従業員数に応じて8,000万円 補助率 1/2 (4,000万円超は 1/3)</td> </tr> <tr> <td>グローバルV 字回復枠</td> <td>補助額8,000万円超～1億円 補助率 1/2</td> </tr> </tbody> </table>	中小企業	通常枠	補助額100万円～従業員数に応じて8,000万円 補助率 2/3 (6,000万円超は 1/2)	卒業枠	補助額6,000万円超～1億円 補助率 2/3	中堅企業	通常枠	補助額100万円～従業員数に応じて8,000万円 補助率 1/2 (4,000万円超は 1/3)	グローバルV 字回復枠	補助額8,000万円超～1億円 補助率 1/2	<p>◆申請要件 : ①令和2年4月以降の連続する6か月の内、任意の3か月の合計売上がコロナ以前(令和元年又は令和2年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、かつ令和2年10月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。 (上記を満たさない場合でも、申請可能な場合もあり)</p> <p>②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。</p> <p>③補助事業終了後、3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率3.0%(一部5.0%)以上増加の達成</p>	<p>事業再構築補助金事務局 コールセンター 0570-012-088 (申請は電子申請のみ)</p> <p>電子申請の操作方法に関するサポートセンター 050-8881-6942</p>								
中小企業	通常枠		補助額100万円～従業員数に応じて8,000万円 補助率 2/3 (6,000万円超は 1/2)																		
	卒業枠	補助額6,000万円超～1億円 補助率 2/3																			
中堅企業	通常枠	補助額100万円～従業員数に応じて8,000万円 補助率 1/2 (4,000万円超は 1/3)																			
	グローバルV 字回復枠	補助額8,000万円超～1億円 補助率 1/2																			
<p>㊦社会・経済環境の変化に対応した新しいビジネスにチャレンジしたい愛媛県内に事業所を有する中小・小規模事業者</p> <p>【通常枠の例】 ・店舗とオンラインが融合した体験型店舗 ・キッチンカーによる移動販売</p> <p>【連携枠の例】 ・製造業が連携して行う新商品開発と商品のブランド力の向上 ・農家・宿泊業・観光業の連携による体験型ワークショッププラン ・飲食業、映像制作業、IT事業者の連携による地位の魅力を発信する新たなコンテンツの開発・提供</p>	<p>新ビジネスモデル 展開促進補助金</p>	<p>◆補助要件 経営計画に基づいて実施する事業再構築や新事業展開など新ビジネスの展開を目的とした事業総額75万円(税抜)以上の事業であること</p> <p>◆補助率・補助金額 補助率 3分の2 補助金額 上限 100万円</p> <p>◆募集締切 令和4年8月26日(金)</p> <p>◆対象事業の実施期間 令和4年12月末まで</p>	<p>新居浜商工会議所 0897-33-5581</p>																		

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>☎愛媛県民限定割引のテレワークプランを提供したい</p>	<p>県 テレワーク推進協力金</p>	<p>◆内容：通信技術を活用し、時間や場所を限定しない働き方であって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するテレワークを一層推進するため、感染拡大防止対策を徹底し、県民限定割引のテレワークプランを設定・提供する認定事業者に対し、協力金を支給する。 【 テレワークプランの利用方法 】 県のホームページに掲載している「テレワークプラン提供施設」に個別申込 【 テレワークプランの利用期間 】 令和4年1月28日～令和4年3月31日</p> <p>◆補助率等： 【 テレワークプラン設定協力金 】1事業者30,000円 【 テレワーク利用支援協力金 】1人1日1室500円以上の利用ごとに上限3,000円</p> <p>◆受付期間 テレワーク推進計画の認定日が事業の開始日になる</p>	<p>愛媛県経済労働部 企業立地課 089-912-2260</p>
<p>☎オミクロン株に対応するため、感染力の強さを踏まえた分散対策を強化したい</p>	<p>県 オミクロン株対応分散対策強化協力金</p>	<p>◆内容：強い感染力を持つオミクロン株に対応するため、感染力の強さを踏まえた分散対策を強化する取組を行った事業者に対して協力金を支給</p> <p>◆対象者：県内に事業所を有する中小企業者のうち、対面営業を主とする業種を営む者であって、令和4年1月の売上が対前年同月比5%以上減少したものの。（飲食店を除く）ただし、売り場面積が1,000㎡超の大規模店舗、全国チェーンの直営店舗等は除く。</p> <p>◆補助率等：新たに人数制限や客のピーク時をずらすなど3密対策の強化につながる取組を、令和4年1月12日以降に実施した事業者に対して、5万円を協力金として支給 ※ 協力金の支給を受けた事業者は、分散対策強化実施者である旨のポスターを掲示。</p> <p>◆受付期間：令和4年2月1日～令和4年3月31日</p>	<p>オミクロン株対応分散対策強化協力金コールセンター 089-909-5669</p>
<p>☎テレワーク用通信機器を購入したい</p>	<p>県 テレワーク推進緊急機器整備支援事業</p>	<p>◆内容：オミクロン株の急拡大に伴う感染対策の強化のため、緊急にテレワークを実施する県内中小企業等がテレワーク用通信機器等の購入に要する経費の一部を補助する。</p> <p>◆対象者：愛媛県内に主たる事業所を有する中小企業等（個人事業主を除く）</p> <p>◆支援内容：テレワークを実施するための機器（パソコン、タブレット等端末）、サーバー機器、ネットワーク機器、Web会議カメラ等の付属機器等の購入に要する経費の補助</p> <p>◆補助率等：対象経費の1/2以内（上限20万円）を補助</p> <p>◆受付期間：令和4年1月28日～令和4年2月10日</p>	<p>愛媛県経済労働部 労政雇用課 089-912-2500</p>

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ⑥
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

補助金・支援金

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>㊦ オミクロン株の急拡大を踏まえ、BCPを策定したい</p> <p>県</p>	<p>簡易版BCP緊急策定支援事業</p>	<p>◆内容：オミクロン株の急拡大を踏まえ、中小企業者における簡易版BCP（初動対応を中心に定めたBCP）等の策定を緊急的に支援する。</p> <p>◆対象：県内の中小企業者等（インフラ、物流・運送、小売、卸売等）40社程度</p> <p>◆支援内容：損害保険会社による事業者の簡易版BCP策定の導入支援（講座の開催、フォローアップ）</p> <p>◆受付期間 令和4年2月中旬～（予定）</p>	<p>愛媛県経済労働部 産業政策課</p> <p>089-912-2460</p>
<p>㊦ 新型コロナウイルス感染症の影響で離職した人を雇い入れたい</p> <p>国</p>	<p>トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症トライアルコース）</p>	<p>◆内容：新型コロナウイルス感染症の影響で離職した者をトライアル雇用により雇い入れる事業主に対して、雇用者1人当たり月最大4万円（短時間労働の場合は2.5万円）を最長3か月助成（通常の場合）</p> <p>◆受付期間： トライアル雇用終了日の翌日から起算して、2か月以内</p>	<p>愛媛県労働局 助成金センター</p> <p>089-987-6370</p>
<p>㊦ 新型コロナウイルス感染症の影響で試用雇用した従業員を正規雇用にしたい。</p> <p>県</p>	<p>離職者等正規雇用移行緊急支援事業</p>	<p>◆内容：新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、離職者等の早期の再就職と職場定着を支援する。（国のトライアル雇用助成金を活用して試用雇用した労働者を正規雇用した事業主に対して、正規雇用奨励金と研修経費等助成金を支給）</p> <p>◆補助率等：支給額 正規雇用1人につき最大450千円 （・正規雇用奨励金・・・300千円/人 100千円×最大3月） （・研修経費等助成・・・150千円/人 上限 対象経費の1/2）</p> <p>◆申請期間：令和3年10月13日～令和4年3月10日（予算に達した時点で受付終了）</p>	<p>愛媛県経済労働部 産業人材課</p> <p>089-912-2505</p>

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>☞新型コロナウイルス感染症対応のため、家族を介護する必要がある従業員に有給休暇を取得させた</p> <p>国</p>	<p>両立支援助成金介護離職防止支援コース (新型コロナウイルス感染症対応特例)</p>	<p>◆内容：新型コロナウイルス感染症対応のため、家族を介護する必要がある労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、1人当たり20又は35万円(有給取得日数による)を助成。(上限：5人)</p> <p>※1 制度の規定化及び社内での周知、当該休暇を5日以上取得させることが必要 ※2 対象期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日</p> <p>◆申請期限</p> <p>① 介護のための有給休暇(新型コロナウイルス感染症対応)の取得日数が5～10日 →当該休暇の取得日数が合計5日を経過する翌日から2か月以内</p> <p>② 介護のための有給休暇(新型コロナウイルス感染症対応)の取得日数が10日以上 →当該休暇の取得日数が合計10日を経過する翌日から2か月以内</p>	<p>愛媛労働局 雇用環境・均等室 089-935-5222</p>
<p>☞中小零細企業であり、新型コロナウイルス感染症対策資金の融資(県独自枠)を受けた</p> <p>国 市</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策資金の融資(県独自枠)を受けた市内中小企業者等を対象に、融資を受けた後3年間の利子分を愛媛県と協調補給(年利1.0%のうち、県が0.5%、市が0.5%を金融機関へ事後補給)し、実質無利子を実現</p> <p>融資限度額：5,000万円以内 ※実施中(融資後3年間まで) ※ただし、対象融資受付は終了</p>	<p>新居浜市 経済部産業振興課 0897-65-1260</p>

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>令和3年6月～9月の売上が減少した中小企業者・個人事業主 県 市</p> <p>※ 条件は、右記の「主な概要」参照</p> <p>※ 令和3年6月～9月に時短要請協力金または国の月次支援金を受給した事業者は対象外</p>	<p>新居浜市えひめ版応援金 (県・市連携事業)</p> <p>第1弾→終了 第2弾→終了</p> <p>申請期間 令和3年10月21日～12月24日</p>	<p>◆事業内容 : 令和3年6月～9月のうち、任意の1か月の売上が前(前々)年同月比で30%以上減少した事業者 <u>もしくは</u> 令和3年6月～9月のうち、連続する2か月の売上が前(前々)年同月比で15%以上減少した事業者、かつ、年間売上が法人240万円以上、個人事業主120万円以上の事業者に対し、応援金(支援金)を給付 ※ 令和3年6月～9月分に時短要請協力金または国の月次支援金を受給した事業者は対象外</p> <p>◆対象者 : 上記の条件を満たす法人もしくは個人事業主</p> <p>◆応援金の額 : 法人: 30万円 個人事業主: 20万円</p> <p>◆申請受付 : 郵送での申請となります。 〒790-0065 松山市宮西一丁目5-10 グランフジ松山別棟2階(フジトラベルサービス本社内) 新居浜市えひめ版応援金事務局 宛て</p>	<p>・コールセンター 0120-100-892 (土・日・祝日を除く)</p> <p>※相談窓口 フジグラン新居浜1階 ATMコーナー前 (土・日・祝日を除く 9:00～17:00)</p>
<p>令和3年10月～12月の売上が減少した中小企業者・個人事業主 県</p> <p>※ 条件は、右記の「主な概要」参照</p> <p>※ 国の月次支援金(10月分)、事業復活支援金を申請又は受給した事業者は対象外</p>	<p>えひめ版応援金</p> <p>第3弾</p> <p>申請期間 令和3年12月14日～ 令和4年2月28日</p>	<p>◆事業内容 : 令和3年10月～12月のうち、任意の1か月の売上が前(前々)年同月比で30%以上減少した事業者 <u>もしくは</u> 令和3年10月～12月のうち、連続する2か月の売上が前(前々)年同月比で15%以上減少した事業者、かつ、年間売上が法人120万円以上、個人事業主60万円以上の事業者に対し、応援金(支援金)を給付 ※ 国の月次支援金(10月分)、事業復活支援金を申請又は受給した事業者は対象外</p> <p>◆対象者 : 上記の条件を満たす法人もしくは個人事業主</p> <p>◆応援金の額 : 法人: 10万円 個人事業主: 5万円</p> <p>◆申請受付 : 郵送での申請となります。 〒790-0914 松山市三町3丁目12-13 伊予鉄三町ビル2階 「えひめ版応援金(第3弾)」事務局 宛て</p>	<p>・コールセンター 089-909-9294</p> <p>・問い合わせ先 えひめ版応援金(第3弾)事務局</p> <p>〒790-0914 松山市三町3丁目12-13 伊予鉄三町ビル2階</p>
<p>令和4年1月～3月の売上が減少した中小企業者・個人事業主 県</p> <p>※ 条件は、右記の「主な概要」参照</p> <p>※ 国の事業復活支援金を受給した事業者は対象外</p>	<p>えひめ版応援金</p> <p>第4弾</p> <p>申請期間 令和4年2月22日 令和4年5月31日</p> <p><u>オンラインでも</u> <u>申請できます</u></p>	<p>◆事業内容 : 令和4年1月～3月のうち、任意の1か月の売上が平成31年～令和3年同月比で30%以上減少した事業者 <u>もしくは</u> 令和4年1月～3月のうち、連続する2か月の売上が同期比で15%以上減少した事業者、かつ、年間売上が法人240万円以上、個人事業主120万円以上の事業者に対し、応援金(支援金)を給付 ※ 国の事業復活支援金を受給した事業者は対象外</p> <p>◆対象者 : 上記の条件を満たす法人もしくは個人事業主</p> <p>◆応援金の額 : 法人: 20万円 個人事業主: 10万円</p> <p>◆申請受付 : 郵送またはオンラインでの申請となります。 ※メール、持参による提出はできません。 〒790-0914 松山市三町3丁目12-13 伊予鉄三町ビル2階 「えひめ版応援金(第4弾)」事務局 宛て https://ehime-ouenkin4.com</p>	<p>・コールセンター 089-909-9294</p> <p>・問い合わせ先 えひめ版応援金(第4弾)事務局</p> <p>〒790-0914 松山市三町3丁目12-13 伊予鉄三町ビル2階</p>

補助金
・
支援金

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>☑安心して利用できる飲食店として愛媛県の認証を受けたい</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">3月31日で終了しました</p>	<p>愛顔の安心飲食店認証制度</p>	<p>◆内容： 県民等が安心して利用できる飲食店を県が認証するとともに、認証店を積極的にPRする。また、認証店の感染対策を利用者が評価し、県は必要に応じて指導・助言を行う。</p> <p>◆対象者： 県内に所在する飲食店（食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等）</p> <p>◆認証基準： 業界団体策定のガイドラインを遵守し、県作成のチェックリスト全項目について適正網対策を実施していること</p> <p>◆その他： 認証店が感染対策マネジメントリーダー（要認定）を設置した場合、感染対策に取り組むための経費として5万円/店舗を支給（1回限り）</p> <p>◆認証期間：1年間</p>	<p>笑顔の安心飲食店認証制度事務局</p> <p>089-945-3280</p>
	<p>「愛顔の安心飲食店」感染対策強化（促進）奨励金</p> <p>※「感染対策強化奨励金」と「感染対策促進奨励金」の支給は1店舗につき、いずれか1回限りとします。</p> <p>※感染対策マネジメントリーダー設置店には、別途、奨励金（5万円）を給付</p>	<p>【すでに認証済の飲食店】 → 感染対策強化奨励金</p> <p>◆対象者：すでに「笑顔の安心飲食店認証制度」の認証を受けている飲食店 ◆対象経費：感染対策強化に要する経費 ◆申請方法：令和4年1月末までに事務局に奨励金申請書を提出 ◆支給額：15万円/店舗</p> <p>【未認証の飲食店】 → 感染対策促進奨励金</p> <p>◆対象者：「笑顔の安心飲食店認証制度」の認証を新たに受ける飲食店 ◆対象経費：感染対策の基本となる消耗品等の購入に要する経費 ◆申請方法：①令和4年2月14日までに事務局に「愛顔の安心飲食店」の認証申請 ②事務局の現地調査完了後、認証（令和4年2月末までに） ③令和4年3月18日までに事務局に奨励金申請書を提出 ◆支給額：15万円/店舗</p>	

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ⑩
(詳細版)

令和5年5月9日現在
New!

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>☞ 飲食店取引事業者で 売上が前年もしくは前々年比 50%以上減少している 市</p> <p>(令和3年1月～3月のいずれかの月)</p> <p>※事業者向け① 新居浜市えひめ版応援金</p>	<p>新居浜市版 飲食店取引事業者支援金</p> <p>※5月中旬から受付開始</p> <p>(県・市町連携事業) に統合</p>	<p>◆対象者 : 次の(1)～(3)の条件を満たす事業者 (1) 市内に事業所・店舗を構え、日常的に飲食店と取引のある事業者であること (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年1月、2月又は3月の売上が、2019年又は2020年と比べて50%以上減少していること (3) 新居浜市プレミアム商品券の取扱店舗に登録していないこと</p> <p>◆支援額 : 20万円</p>	<p>・新居浜市 経済部産業振興課 0897-65-1260</p>
<p>☞ 地域応援券を活用し、 市内での消費喚起・経済活動の 回復を図りたい 市</p>	<p>新居浜市プレミアム付き地域応援券 発行事業</p> <p>※6月14日から販売開始 ※9月1日から再販売</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">事業終了</p>	<p>◆事業内容 : プレミアム分をあわせた1万3千円の商品券 (飲食8千円、共通5千円)の発行</p> <p>◆応援券の購入 : ●6月14日～8月31日 全世帯に1枚ずつ送付する購入引換券を持参して購入 ●9月1日～11月30日 販売場所に購入申込書を持参し購入 新居浜市に住民票のある人 1人3冊まで (販売場所: イオンモール新居浜、フジグラン新居浜、 フジ新居浜駅前店、フジ本郷店、 市内23郵便局(簡易郵便局を除く))</p> <p>◆応援券概要 : 飲食店でのみ利用できる飲食店限定券(8千円)と、 その他の店舗でも利用できる共通券(5千円)がセットに なったもの(1セット 1万3千円分)を1万円で販売</p> <p>◆スケジュール : ・販売期間 6月14日(月)～8月31日(火) ・再販売 9月1日(水)～11月30日(火) 売り切れ次第終了 ・利用開始 6月28日(月) ・利用終了 12月31日(金)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆取扱い店舗の募集 : 7月30日(金)まで ◆取扱い店舗申込方法 : (1) 郵送 登録申込書に必要事項を記載の上、添付書類とともに新居浜商工会議所へ郵送してください。 (2) インターネット新居浜商工会議所ホームページ内「新居浜プレミアム付き地域応援券」特設ページの申込フォームからお申込みください。 7月30日(金)終了</p> </div>	<p>●地域応援券について</p> <p>・新居浜商工会議所 0897-65-1151</p>
	<p>市</p> <p>地域応援券取扱店舗感染症対策給 付金 受付終了</p>	<p>◆給付対象者 : 国が示す業種別ガイドラインに基づく予防対策を講じる地域応援券 取扱店舗</p> <p>◆事業内容 : 地域応援券事業実施にあたり、取扱店舗に対して、感染症対策 の更なる促進のため、備品(アクリル板など)と消耗品(アルコール 消毒液、マスクなど)の購入費を給付</p> <p>◆申込方法 : 地域応援券取扱店舗の登録と同時に、 給付金交付の申請となります) 令和3年4月26日(月)～7月30日(金)まで</p> <p>◆給付金額 : 10万円 ◆交付時期 : 毎月末締め分を翌月末に支払</p>	

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ⑪
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

補助・給付

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
⑤ ビジネス出張や営業活動に際し、PCR検査を行いたい 市	ビジネス出張等経済活動対策事業	◆事業概要： 新居浜商工会議所会員が、経営者及び従業員のビジネス出張及び営業活動の円滑化を図るため、新居浜商工会議所を通じて申し込む新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の一部費用を市が負担する。 ◆費用負担の対象検査： : 新居浜商工会議所を通じて申し込んだPCR検査のうち、令和4年3月31日までに検査結果が判明したもので、上限550件まで ◆費用負担額：5,000円/検査（新居浜市の負担額）	・新居浜市 経済部産業振興課 0897-65-1260
⑤ ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた新たなビジネスにチャレンジしたい 市	新ビジネスチャレンジ支援補助金 ※6月1日受付開始 受付終了 ①第1期 6/1~6/30 ②第2期 7/1~7/30	◆補助対象者： 商工会議所の経営指導員の指導による経営計画を策定し、その計画に基づき、新たなビジネスに取り組む小規模事業者 ◆補助額： 50万円（上限） ◆補助率： 3分の2	・新居浜市 経済部産業振興課 0897-65-1260
⑤ 「中小企業等事業再構築促進事業」にチャレンジするための事業計画を策定したい 市	事業再構築促進支援補助金 ※受付中 申請期間 令和4年2月28日まで	◆補助対象者： 国の「中小企業等事業再構築促進事業」にチャレンジするための事業計画を策定したい ◆対象経費： 認定経営革新等支援機関との事業計画策定に係る報酬経費 ◆補助金： 10万円（上限）	・新居浜市 経済部産業振興課 0897-65-1260
⑤ 海外展開を目的とした取組を行いたい 市	新居浜市グローバル展開支援事業補助金 ※受付中 申請期間 令和4年2月28日まで	◆補助対象者： 中小企業者 ◆対象経費： 国際的な電子商取引（越境EC）やオンライン商談等の取組に係る経費 ◆補助金： 50万円（上限） ◆補助率： 3分の2	・新居浜市 経済部産業振興課 0897-65-1260
⑤ 環境の変化に適合した新しいビジネスにチャレンジしたい 県	コロナ対応新ビジネスモデル補助金 第1次募集終了 第2次募集終了 第3次募集終了	◆補助金の活用例： キッチンカー、ECサイトの立ち上げ、ドライブイン形式でのテイクアウト販売 など ◆補助金の概要 (1) 対象 愛媛県内に事業所を有する中小企業者及び個人事業者 ※ 中小企業基本法に定める中小企業者の定義適用 (2) 補助要件 経営計画に基づくポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に取り組む前向きな投資を行う事業 (3) 補助率・補助金額 補助率：2/3以内、補助金額：下限50万円/上限100万円 (4) 対象経費 ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費 (5) 募集締切 ①1次 令和3年5月31日（月） ②2次 令和3年7月30日（金） ③3次 令和3年10月5日（火） (6) 対象事業の実施期間 令和3年12月末まで	(相談窓口) ・新居浜商工会議所 0897-33-5581 (補助金事務局) ・コロナ対応新ビジネスモデル補助金事務局 089-994-8316

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ⑫
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>☞ 事業再構築に取り組む中小企業等</p> <p>・売上（任意の3か月）が前年比で10%以上減少している</p> <p>・事業計画を金融機関等と策定する</p> <p>・補助事業終了後3～5年で、年率平均3%以上の増加を達成したい</p>	<p>中小企業等事業再構築促進事業</p> <p>※第3回公募 令和3年8月30日公募開始 令和3年9月21日公募締切</p> <p>受付終了</p>	<p>◆助成額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業（通常枠）100万円以上6,000万円以下 2/3 ・中小企業（卒業枠）6,000万円以上1億円以下 2/3 ・中堅企業（通常枠）100万円以上8,000万円以下 1/2 ・中堅企業（グローバル回復枠）8,000万円以上1億円以下 1/2 	<p>・事業再構築補助金事務局</p> <p>0570-012-088</p>
<p>☞ 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資を検討している中小企業・小規模事業者</p>	<p>ものづくり補助金</p> <p>※14次締切</p> <p>令和5年1月11日 公募開始 令和5年3月24日 申請開始 令和5年4月19日 申請締切</p> <p>New!</p>	<p>◆補助上限：支援枠によって750万円～3,000万円</p> <p>◆給付率：1/2～2/3</p>	<p>・ものづくり補助金事務局</p> <p>050-8880-4053</p>
<p>☞ 販路開拓等を検討している小規模事業者等</p>	<p>小規模事業者持続化補助金</p> <p>New!</p> <p>※第12回締切 令和5年6月1日 ※第13回締切 令和5年9月7日</p>	<p>◆補助上限：支援枠によって50万円～200万円</p> <p>◆補助率：支援枠によって1/2～2/3</p>	<p>・持続化補助金事務局</p> <p>03-6632-1502</p>
<p>☞ ITツール導入を検討している小規模事業者等</p>	<p>IT導入補助金 (2022年度)</p> <p>受付終了</p>	<p>◆補助上限：30～450万円 通常枠（A・B類型）</p> <p>◆補助率：2/3（通常枠1/2）</p> <p>◆3次締切 令和4年7月11日</p>	<p>・IT導入補助金事務局</p> <p>0570-666-424</p>
<p>☞ 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引がある中堅・中小企業者 または 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた中堅・中小企業者 (1～3月に50%以上売上高が減少していること)</p>	<p>緊急事態宣言による一時支援金</p> <p>※申請期間 令和3年3月8日～5月31日</p> <p>受付終了</p>	<p>◆支援額：法人 60万円以内 個人事業主等 30万円以内</p>	<p>・一時支援金事務局</p> <p>0120-211-240</p>
<p>☞ 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けた中堅・中小企業者 (4月以降50%以上売上高が減少していること)</p>	<p>月次支援金</p> <p>受付終了</p>	<p>◆給付額：①～② ①2019年または2020年の基準月の売上 ②2021年の対象月の売上</p> <p>◆給付額上限：中小法人等 20万円/月 個人事業所等 10万円/月</p>	<p>月次支援金事務局</p> <p>0120-211-240</p>

給付・補助

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ⑬
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口										
<p>☞ 酒類を提供する飲食店で愛媛県の要請に応じ、</p> <p>① 令和3年4月26日(月)0時～令和3年5月19日(水)24時</p> <p>② 令和3年5月20日(木)0時～令和3年5月31日(月)24時</p> <p>の期間(※期間内すべて)</p> <p>営業時間を短縮する</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この協力は、愛媛県の要請に応じ、営業時間短縮に協力した「酒類を提供する飲食店」が対象となります。また、様々な条件がありますので、記載内容をよくご確認ください。</p> </div>	<p>国 県 市</p> <p>営業時間短縮に協力した酒類を提供する飲食店に対する協力は</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">受付終了</p>	<p>◆対象者：(1)①、②、③、(2)すべてに該当する事業者</p> <p>(1)新居浜市内に事業所がある事業者のうち、</p> <p>①食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条に基づく営業許可を受けた飲食店</p> <p>②20時30分以後から翌日の11時までの間に酒類の提供を行っている店舗</p> <p>③屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗</p> <p>(2)①令和3年4月26日(月)0時～令和3年5月19日(水)24時</p> <p>②令和3年5月20日(木)0時～令和3年5月31日(月)24時</p> <p>①、②の営業時間短縮要請期間の全てで、営業時間短縮または休業を実施していること</p> <p>◆対象区域：新居浜市全域</p> <p>◆協力内容：営業時間5時から21時(酒類提供 11時から20時30分まで)</p> <p>◆短縮要請期間：①令和3年4月26日(月)0時～令和3年5月19日(水)24時</p> <p>②令和3年5月20日(木)0時～令和3年5月31日(月)24時</p> <p>◆協礼金： ○中小企業の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">前年度または前々年度の1日当たりの売上高</th> <th style="text-align: left;">1日当たりの協礼金給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8万3,333円以下の店舗</td> <td>2万5千円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円超から25万円以下の店舗</td> <td>2万5千円から7万5千円 (1日当たりの売上高×0.3(千円単位に切上げ)×24日)</td> </tr> <tr> <td>25万円超の店舗</td> <td>7万5千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○大企業の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">1日当たりの協礼金給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度または前々年度からの1日当たりの売上高減少額×0.4(※) (※)上限額は20万円又は前年度若しくは前々年度から1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆申請受付：①令和3年5月20日(木)～令和3年7月16日(金)</p> <p>②令和3年6月1日(火)～令和3年7月16日(金)</p> <p>※①、②の申請(書類提出)を1度にまとめて提出していただくことも可能です。</p> <p>◆申請方法 ●郵送(〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所緊急対策室) または ●市役所専用窓口にて受付(市役所5階)</p>	前年度または前々年度の1日当たりの売上高	1日当たりの協礼金給付額	8万3,333円以下の店舗	2万5千円	8万3,333円超から25万円以下の店舗	2万5千円から7万5千円 (1日当たりの売上高×0.3(千円単位に切上げ)×24日)	25万円超の店舗	7万5千円	1日当たりの協礼金給付額	前年度または前々年度からの1日当たりの売上高減少額×0.4(※) (※)上限額は20万円又は前年度若しくは前々年度から1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額	<p>【協力の申請受付に関すること】</p> <p>・新居浜市緊急経済対策室 0897-66-7179</p> <p>【営業時間短縮の内容に関すること】</p> <p>・愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部 089-968-2419</p>
前年度または前々年度の1日当たりの売上高	1日当たりの協礼金給付額												
8万3,333円以下の店舗	2万5千円												
8万3,333円超から25万円以下の店舗	2万5千円から7万5千円 (1日当たりの売上高×0.3(千円単位に切上げ)×24日)												
25万円超の店舗	7万5千円												
1日当たりの協礼金給付額													
前年度または前々年度からの1日当たりの売上高減少額×0.4(※) (※)上限額は20万円又は前年度若しくは前々年度から1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額													

協礼金・支援金

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ⑭
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

休業補償等

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 子どもの世話 で仕事ができなくなった	国 学校等休業助成金【フリーランス向け】 受付終了	◆助成額： ①臨時休校等により就業できなかった日1日につき4,100円（令和2年2月27日～令和2年3月31日まで） ②臨時休校等により就業できなかった日1日につき7,500円（令和2年4月1日～令和3年3月31日まで） ◆申請期限：令和3年6月30日まで（令和3年分） ※国2次補正予算 4,100円→7,500円に引き上げ	学校等休業助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999
☞ 従業員が子どもの世話 をしなければならない	国 学校等休業助成金【休暇取得支援】 受付終了	◆助成額： ①労働者1人1日につき 8,330円上限 ◆助成率10/10（令和2年2月27日～令和2年3月31日まで） ②労働者1人1日につき15,000円上限 ◆助成率10/10（令和2年4月1日～令和3年3月31日まで） ◆申請期間：令和3年6月30日まで（令和3年分） ※国2次補正予算 8,330円→15,000円に引き上げ	
☞ 従業員を一時的に休業 させたい	国 雇用調整助成金【コロナ特例】 New! 3月31日で終了しました	【原則的な措置】 ◆助成額：労働者1人1日につき9,000円上限 （令和4年12月～令和5年3月は8,355円上限） ◆助成率：（解雇を行わない場合）大企業3/4、中小企業9/10 【業況特例：特に業況が厳しい事業主】 ◆助成額：労働者1人1日につき15,000円上限 （令和4年12月～令和5年3月は9,000円上限） ◆助成率：（解雇を行わない場合）10/10 特例期間：令和5年3月31日まで延長	①ハローワーク新居浜 0897-34-7100
	県 緊急地域雇用維持助成金 New! 3月31日で終了しました	◆内容： 新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた事業主に対し、その支給率に応じて上乗せを行う ◆助成率： ①国の支給率2/3→国支給決定額の3/20 ②国の支給率3/4→国支給決定額の2/15 ③国の支給率4/5→国支給決定額の1/8 ④国の支給率9/10→国支給決定額の1/18 等 ◆上限：1事業所当たり 100万円/年 ◆受付期間：令和4年4月1日～（愛媛労働局長の支給決定通知が令和4年3月1日以降）	②・愛媛県経済労働部産業人材課 089-912-2505
	市	◆内容： 新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金等」の支給決定（支給率9/10に限る）、かつ、県から「緊急地域雇用維持助成金」の支給決定を受けた事業主に対し、上乗せを行う ◆助成率： 国支給決定額の1/18 ◆上限： 1事業所当たり 100万円/年 ◆受付期間： 令和4年4月1日～（愛媛労働局長の支給決定通知が令和4年3月1日以降）	・新居浜市経済部産業振興課 0897-65-1260
	市	◆対象経費：助成金申請に必要な書類を作成するため社会保険労務士に支払う手数料 ◆補助額等：補助対象の10/10以内で上限20万円 ◆申請期間：令和3年3月31日まで	新居浜市緊急経済対策室経済対策グループ0897-65-1584

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ⑮
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 売上が前年同月比15%以上減少している	国 危機関連保証【民間系・信用保証付融資】	◆保証：借入債務の100%（一般枠と別で最大2.8億円） ※セーフティネット保証4号・5号との併用可 ※令和3年12月31日まで延長	愛媛県信用保証協会新居浜支所 0897-33-8282
☞ 売上が前年同月比20%以上減少している	国 セーフティネット保証4号（突発災害） 【民間系・信用保証付融資】	◆保証：借入債務の100%（一般枠と別で最大2.8億円） ※令和5年3月31日まで延長	
☞ 売上が前年同月比 5%以上減少している	国 セーフティネット保証5号（指定業種の業況悪化） 【民間系・信用保証付融資】	◆保証：借入債務の80%（一般枠と別で最大2.8億円）	
☞ 売上が前年又は前々年同月比 5%以上減少している	国 新型コロナウイルス特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	◆貸付額：別枠6億円以内（中小企業）、別枠8,000万円以内（国民生活） ◆返済据置：5年以内 ◆償還期間：20年以内	日本政策金融公庫・新居浜支店 0897-33-9101
	国 新型コロナウイルス特別貸付 （生活衛生事業者向け）【政府系・無利子無担保融資】	◆貸付額：別枠8,000万円以内 ◆返済据置：5年以内 ◆償還期間：20年以内	
	国 衛生環境激変対策特別貸付 ※10%以上減少 （旅館・飲食店・喫茶店向け）【政府系・融資】	◆貸付額：別枠1,000万円以内（旅館業は別枠3,000万円以内） ◆基準金利 1.06～2.35% ◆返済据置：5年以内 ◆償還期間：7年以内	
	国 新型コロナウイルス感染症特別貸付（危機対応業務） （中小企業等向け）	◆貸出限度：元高20億円以内 残高6億円以内 ◆貸出期間：20年以内 ◆返済据置：5年以内	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711
	国 新型コロナウイルス感染症特別貸付（危機対応業務） （中堅企業向け）	◆貸出限度：審査により個別に決定 ◆貸出期間：20年以内（設備） 15年以内（運転） ◆返済据置：5年以内	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711
	国 新型コロナウイルス対策マル経融資 【政府系・無利子無担保融資】	◆貸付額：別枠1,000万円以内 ◆返済据置：4年以内（設備資金）/3年以内（運転資金） ◆償還期間：10年以内（設備投資）/7年以内（運転資金）	日本政策金融公庫・新居浜支店 0897-33-9101
☞ 売上が前年同月比5%以上減少している	県市 新型コロナウイルス感染症対策資金 （危機関連保証、セーフティネット保証4,5号利用者） 受付終了	◆貸付額：6,000万円以内（運転資金） ◆償還期間：7年以内（うち据置期間1年以内） ◆融資利率：0%（県・市が利子分を負担） ◆保証料率 0%（県が全額負担） ※ ①全国統一枠、②愛媛県独自枠があり、取り扱い金融機関等が異なります。 詳細については相談窓口までお問い合わせください。	・愛媛県経済労働部産業支援局 経営支援課 089-912-2481 ・新居浜市経済部産業振興課 0897-65-1260
☞ 売上（直近3カ月平均）が前年比 3%以上減少している	市 新居浜市中小企業緊急経営資金	◆貸付額：1,000万円以内（運転資金） ◆償還期間：6年以内（うち据置期間1年以内） ◆融資利率：年0.61% ◆保証料率 0.45～1.66%	新居浜商工会議所 0897-33-5581
☞ 業況が悪化し、事業継続資金が必要	市 新型コロナウイルス感染症対策小口資金 【東予信用金庫・無利子無担保融資】 ※受付終了	◆貸付額：I型 50万円、II型 100万円（事業継続資金） ◆償還期間：5年以内（うち元金据置1年） ◆融資利率：0%（金利負担なし・新居浜市が全額補助） ※予算枠に達したため、受付を終了しました。	東予信用金庫本店営業部 他 泉川、川東、中秋、新居浜駅前支店
	国 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付	◆融資限度額：別枠7,200万円 ◆返済期間：5年1か月、7年、10年、15年、20年のいずれか ◆返済方法：期限一括返済（利息は毎月払い）	日本政策金融公庫・新居浜支店 0897-33-9101
	国 生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付	◆融資限度額：別枠7,200万円 ◆返済期間：5年1か月、7年、10年、15年、20年のいずれか ◆返済方法：期限一括返済（利息は毎月払い）	日本政策金融公庫・新居浜支店 0897-33-9101
	国 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス感染症関連）	◆融資限度額：別枠1,000万円 ◆返済期間：10年以内 ◆返済据置：4年以内（設備投資）/3年以内（運転資金）	日本政策金融公庫・新居浜支店 0897-33-9101
	国 伴走支援型特別保証制度	◆保証限度額：6,000万円 ◆保証期間：10年以内 ◆返済据置：5年以内	日本政策金融公庫・新居浜支店 0897-33-9101

融資

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ⑯
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

水道料金

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 減収などで事業が継続できない	市 水道料金・下水道使用料の支払猶予	◆ 猶予措置：令和2年4月分、5月分の支払期限日をそれぞれ2か月猶予	新居浜市上下水道局 お客様センター 0897-65-1331

税制上の措置

こんなときには (対象者)	措置	主な概要	相談窓口
☞ 売上等が前年同月比概ね20%以上減少している ☞ 一時に納税することが困難である ※ 20%未満でも換価猶予制度(従来型)を受けられる場合があります。	国 県 市 (猶予) 徴収猶予制度(特例)	◆ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する 国税、県税、市税が対象 ◆ 無担保かつ延滞金なしで最大1年間、納付が猶予	・高松国税局猶予相談センター 087-806-0040 ・愛媛県東予地方局税務管理課 0897-56-1300(代表) ・新居浜市総務部収税課 0897-65-1226
☞ 売上等が前年同月比20%以上減少している ☞ 一時に納税することが困難である	市 (猶予) 徴収猶予制度(特例)	◆ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する 国保料が対象 ◆ 無担保かつ延滞金なしで最大6か月、納付が猶予	・新居浜市福祉部国保課 0897-65-1230
☞ 期限までに申告・納付、各種申請、届出が困難である	国 県 市 (期限延長) 個別の申告期限延長	◆ 法人税、消費税、源泉所得税、法人県民税、法人市民税等が対象 ◆ 申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告等を行ってください ◆ 手続：申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。	・新居浜税務署 0897-33-4145 ・愛媛県東予地方局課税課 0897-56-1300(代表) ・新居浜市総務部市民税課 0897-65-1224
☞ 厳しい経営環境にある 中小事業者等	市 (軽減) 令和3年度課税における 償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税	◆ 令和2年2～10月までの任意の3か月間の売上高が 前年の同期間と比べて、 ・30%以上50%未満減少した場合： 2分の1 ・50%以上 減少した場合： 全額	・新居浜市総務部資産税課 0897-65-1225
	市 (特例措置の拡充・延長) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の 特例措置の拡充と延長	◆ 「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受けた場合、 新たに事業用家屋と構築物が対象に追加。 また、生産性向上特別措置法の改正を前提として、 令和5年3月31日まで適用期間を延長	・(固定資産税のこと) 新居浜市総務部資産税課 0897-65-1225 ・(先端設備等導入計画のこと) 新居浜市経済部産業振興課 0897-65-1260
	県 (軽減の延長) 自動車税・軽自動車税環境性能割の 臨時的軽減の延長	◆ 対象者 自動車及び三輪以上の軽自動車取得者 ◆ 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の 適用期間を延長。 (令和3年12月31日までに取得した車両が対象)	・愛媛県中予地方局課税課 (運輸支局駐在) 089-957-6621

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ⑰
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>☞ 医療機関に勤務する医療従事者や職員、高齢者福祉施設・障害者福祉施設等に勤務する職員に対し、慰労金の給付を行います。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（慰労金）</p> <p>受付終了</p> <p>職員に慰労金を支給 ※対象者の条件により給付額は異なります。</p>	<p>◆医療機関等（医療機関、訪問看護ステーション、助産所等）で働く医療従事者や職員の皆さまに慰労金（20万円、10万円、5万円）を給付します。 （医療機関等を通じて申請・給付）</p> <p>◆新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員の皆様に慰労金（20万円、5万円）を給付します。 （介護サービス事業所・施設等を通じて申請・給付）</p> <p>◆新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、障害福祉サービスの継続に努めていただいた職員の皆様に、慰労金（20万円、5万円）を給付します。 （障害福祉サービス施設・事業所等を通じて申請・給付）</p>	<p>愛媛県新型コロナウイルス感染症対策慰労金・支援金コールセンター</p> <p>089-909-3843</p> <p>※平日9時～17時のみ</p>
<p>☞ 医療機関、高齢者福祉施設・障害者福祉施設における感染拡大防止対策やサービス継続のための支援金を交付します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（支援金）</p> <p>受付終了</p> <p>感染防止の必要経費及び環境整備を支援 ※実費（上限あり）</p>	<p>◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中、院内等での感染防止を防ぐための取組みを行う医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。</p> <p>◆介護サービス事業所・施設等において、感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援します。また、介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援します。</p> <p>◆障害福祉サービス施設・事業所等において、感染症対策を徹底した上で障害福祉サービスを提供するために必要な経費を支援します。また、障害福祉サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備を支援します。</p>	
<p>☞ 高齢者福祉施設・障害者福祉施設等でオンライン面会のために設備を整備したり、機器を購入したい</p>	<p>福祉施設等オンライン面会環境整備事業</p> <p>受付終了</p> <p>※申請受付期間 令和2年8月21日～ 令和3年2月28日</p>	<p>◆補助対象施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設</p> <p>◆補助対象経費 オンライン面会の環境整備に係るインターネット設備の機器及び設置費、パソコンなど端末機器</p> <p>◆補助額 補助対象経費の2分の1、補助額の上限は50万円</p>	<p>新居浜市 介護福祉課 0897-65-1241</p>
<p>☞ 子どもの世話を保護者として行うことが必要になった</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金</p> <p>New!</p>	<p>◆対象者 令和3年8月1日から令和4年6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどにに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所等も含む）に通う子ども</p> <p>②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要のある子ども</p> <p>◆助成内容 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>◆休暇取得期間・日額上限額・申請期限</p> <p>○令和4年1月1日～3月31日・11,000円（1・2月）・令和4年5月31日</p> <p>○令和4年1月1日～3月31日・9,000円（3月）・令和4年5月31日</p> <p>○令和4年4月1日～6月30日・9,000円・令和4年8月31日</p> <p>○令和4年7月1日～9月30日・9,000円・令和4年11月30日</p> <p>○令和4年10月1日～11月30日・8,355円・令和5年1月31日</p> <p>○令和4年12月1日～令和5年3月31日・8,355円・令和5年5月31日</p>	<p>小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター</p> <p>0120-876-187</p> <p>9:00～21:00 （土日・祝含む）</p>

医療従事者等に対する慰労金・支援金・助成金

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ⑱
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>☎ 新居浜市内へサテライトオフィスを設置したい</p> <p style="text-align: right;">市</p>	<p>サテライトオフィス等誘致支援事業</p>	<p>◆事業概要： 新居浜市内へのサテライトオフィス設置、入居企業の誘致を促進するため、施設の改修等に係る経費を補助する。</p> <p>◆申請期間： 令和4年1月31日まで</p> <p>◆補助メニュー： ① サテライトオフィス等の整備に係る補助（拠点整備支援） 市内でサテライトオフィス等を整備する民間事業者へ拠点整備に係る費用を補助する。 (補助率2/3以内、補助上限額1,000万円)</p> <p>② サテライトオフィス等への入居企業向け補助（誘致促進） 新たに、サテライトオフィス等へ入居する市外企業に対し、入居に係る経費（備品購入費、賃借料（3年間）、広報費など）を補助する。 (補助率1/2又は2/3以内、補助上限額840万円)</p>	<p>・新居浜市 経済部産業振興課 0897-65-1260</p>
<p>☎ 飲食店等の連携により販路拡大を図りたい</p> <p style="text-align: right;">市</p>	<p>がんばる飲食店等連携事業支援事業</p>	<p>◆事業概要： 市内飲食店等が連携して実施する販路開拓や来客増加に繋がる事業を行う経費を補助する。</p> <p>◆申請期間： 事業完了後、令和3年3月31日までに申請書等を提出</p> <p>◆補助対象経費： イベント運営等に要する経費 等</p> <p>◆補助率・補助額： 補助率2/3、補助上限額50万円</p>	<p>・新居浜市 経済部産業振興課 0897-65-1260</p>
<p>☎ 産直市に出店したい 新たな出荷者を発掘したい (希少品種野菜の種苗を購入したい)</p> <p style="text-align: right;">市</p>	<p>野菜生産販売体制応援事業</p>	<p>◆事業概要： 産直市運営事業者が、産直市の魅力向上・充実に向けた取組みに対する経費を補助し、販売農家に対して、希少野菜の種苗購入に係る経費を支援することで、所得向上を図る。</p> <p>◆申請期間： 令和3年3月31日まで</p> <p>◆補助対象者： 産直市運営事業者</p> <p>◆補助額： 既存事業者については 1 事業所（店舗）あたり補助限度額 150万円（①+②） 新規事業者については 1 事業所（店舗）あたり補助限度額 350万円（①+③） ①生産体制支援100万円（種苗代目安5万円×20件） ②販売体制支援 50万円（既存事業者） ③販売体制支援250万円（新規事業者）</p> <p>◆補助対象経費： 対象： 市内に産直市を開設している事業者（予定を含む） 経費： 普及啓発に要する経費 先進地視察・研修に要する経費 広告・宣伝・消耗品に要する経費 希少野菜の種苗購入に要する経費</p>	<p>・新居浜市 経済部農林水産課 0897-65-1262</p>

補助

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

事業者向け ⑱
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 売上が前年同月比50%以上減少している (令和2年1月～12月のいずれかの月) 国	持続化給付金 ※受付終了	◆給付額：200万円以内(法人)、100万円以内(個人事業者) ※ただし売上減少分を超えない範囲。 ◆申請期間：令和3年2月15日(1月31日までに延長申請が必要)	・持続化給付金事業 コールセンター 0120-279-292
☞ 1カ月で見て売上が前年同月比50%以上減少 又は連続した3カ月間で前年同月比30%以上 減少している。 国	家賃支援給付金 ※受付終了	◆給付額：給付上限額(月額) 法人50万円、個人25万円 (※複数店舗所有等の場合は、 給付上限額(月額) 法人100万円、個人50万円) ◆給付率：2/3 (※複数店舗所有等の場合は、上限超過額の1/3を給付) 6か月分を支給(最大600万円) ◆申請期間：令和3年2月15日24時まで	・家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930
☞ 3密の回避に取り組む飲食店等 ☞ 移動販売等新ビジネスを展開する事業者 県	えひめ版協力金 ※受付終了	◆対象者：①飲食店、地元スーパー、小売店(全国チェーン除く) ②宿泊施設 ③商店街 ④新ビジネスを展開する事業所 ◆対象事業：3密回避のための取組、テレワークの推進を支援する取組、 医療用マスク等の試作品製作 など ◆協力金：①② 3～20万円(限度額) ③ 10万円(限度額) ④ 100万円(限度額)	新型コロナウイルス感染症 対策企業電話相談窓口 0120-365-730
☞ 感染症予防を織り込んだビジネスに 前向きに取り組みたい 県	新ビジネス定着促進事業 ※ 申請受付期間 7月8日～9月30日 (郵送のみ) ※受付終了	◆対象：①塾や音楽教室などのオンライン授業 ②非接触型決済システムの導入 ③小型店でのネット販売 ④スポーツやライブの有料配信 ⑤タクシーと飲食店が提携したデリバリー ⑥飲食店による酒類のテイクアウト販売など、第2波が来てでも営業できる取組 など ◆条件：6月19日以降、新たに取り組む県内の中小企業 ◆支給額：1事業者20万円	
☞ 業務の性質上、人との 接触が不可避である 県	密接が不可避な業種の 感染防止対策推進事業 ※申請受付期間7月8日～8月31日(郵送のみ) ※受付終了	◆対象：理美容、はり、きゅう、整体、エステ、ネイルサロンなど ◆条件：業界策定の感染拡大予防ガイドラインに基づく取組をする県内の中小企業 ◆支給額：1事業者5万円	
☞ 新しい生活様式に対応した商品 の開発等に取り組みたい 県	新生活様式対応商品開発等 支援事業 ※受付終了 ※ 申請受付期間7月17日～8月21日	◆対象：県内に主たる事業所を有する中小企業者または中小企業者を構成員にもつ連携体 ◆対象事業：①高付加価値加工食品の開発に係る事業 ②高付加価値の消費商品等の衛生の維持を目的とした商品の開発に係る事業 ③インターネット・スマートフォンアプリを活用したサービスの開発に係る事業 など ◆補助額等：補助限度額2,500千円(補助率1/2・採択件数10件程度)	えひめ産業振興財団 中小企業支援課 089-968-1887 ※提出先は県経営支援課 (持参か郵送)
☞ 売上が前年同月比50%以上減少している 市	①宿泊業者支援事業補助金 ②飲食業者支援事業補助金 ※受付終了	◆補助額：① 100万円(収容人数100人以上の施設)、50万円(収容人数100人未満の施設) ※ 対象要件を緩和(減少率70%以上→50%以上) ※受付終了 ② 1事業者当たり10万円 ※ 6月15日～ 対象要件を緩和(減少率70%以上→50%以上)し、 「市内中小企業者等応援給付金」に統合※受付終了	新居浜市 緊急経済対策室 経済対策グループ 0897-65-1584
	タクシー事業者支援事業 ※受付終了	◆対象事業：①タクシー事業者に対する支援金(1台あたり5万円) ※受付終了 ②デリバリーサービスに取り組む場合のシステム導入支援・配送費の補助(9月末まで)	
	市内中小企業者等応援給付金※受付終了 (6月15日～申請受付開始)	◆対象者：市内事業者(宿泊・タクシー事業者を除く中小企業等 ※農林漁業を含む。) ◆給付額：1事業者あたり10万円	
☞ テイクアウト・デリバリーを開始する 市	飲食業者支援事業補助金 ※受付終了 (テイクアウト・デリバリーを開始した飲食店向け)	◆補助額：20万円以内(対象経費の10/10) ◆対象経費：①専用容器の購入費用 ②宣伝広告費	
☞ 感染症予防対策に取り組む 地元商店 市	地元商店等応援ポイント事業 ※受付終了 (事業実施期間 7月～8月)	◆対象者：テイクアウトデリバリーに取り組む等の感染症予防対策を宣言した商店等 ◆支援事業：商店等の利用促進のため、買い物客に対し、利用額に応じた地域ポイント (利用額の30%相当のあかがねポイント)を付与する事業を実施	・地元商店等応援ポイント事業 については 新居浜市企画部総合政策課 0897-65-1210
☞ テレワークに取り組みたい 市	テレワーク推進支援事業 ※受付終了 (事業開始期間～令和3年1月31日)	◆対象者：新たにテレワーク等に取り組む市内事業所 ◆補助額：200万円(上限) ◆補助率 事業費下限50万円で100分の30以内 ◆対象経費：テレワーク等の環境整備にかかる経費 ◆申請期間：令和3年3月1日	

給付・補助

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>📞 無料のPCR検査を受けたい</p> <p style="text-align: right;">県</p>	<p>無料検査 新型コロナウイルス感染症 無償化支援事業</p> <p>※⑤→PCR検査</p> <p>※⑨→PCR検査か 抗原検査</p> <p>※それ以外は抗原検査</p>	<p>◆事業概要 新型コロナウイルス感染症の拡大傾向時に感染不安を感じる無症状の市民に対して、県の認定を受けた事業者において、無料のPCR検査・抗原検査を実施</p> <p>◆実施期間 現在休止中</p> <p>◆実施場所</p> <p>① ウエルシア薬局新居浜駅前店 (坂井町1-7-1) ② ウエルシア薬局新居浜坂井店 (坂井町3-6-28) ③ ウエルシア薬局新居浜中萩店 (中萩町1-40) ④ ウエルシア薬局 愛媛労災病院店 (南小松原13-35) ⑤ (公社) 愛媛県総合保健協会東予支所 ※⑤は12月1日から旧水道局庁舎にて実施 ⑥ プレひまわり薬局松木店 (松木町4-15) ⑦ イオン薬局 新居浜店 ⑧ マック西の土居調剤薬局 ⑨ 中萩診療所 (萩生1061番地) ⑩ 新居浜中央薬局 (南小松原町13-40) ⑪ ぽかぽか薬局新居浜店 (一宮町1-12-56)</p>	<p>① 0897-65-4470 ② 0897-31-6720 ③ 0897-66-2228 ④ 0897-31-3900 ⑤ 080-8096-2680 080-2379-2506 ⑥ 0897-66-7612 ⑦ 0897-31-0644 ⑧ 0897-31-1001 ⑨ 080-8256-0575 ⑩ 0897-31-2324 ⑪ ドライブスルーにて実施 メール予約可能 pokapoka- niihama@aurora.ocn.ne.jp</p> <p>①～⑪で営業日・時間、 休業日は異なります。 詳細はお問い合わせください。</p>
<p>現在休止中</p>			
<p>📞 子育て世帯を支援</p> <p style="text-align: right;">国</p>	<p>給付 令和3年度 子育て世帯等 臨時特別支援事業</p> <p>(子育て世帯への 臨時特別給付)</p>	<p>◆対象者 「児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯」の児童を除き、次の条件を満たす児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年9月分の児童手当(特別給付をのぞく)支給対象となる児童 ・令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(特例給付をのぞく)の支給対象となる金額と同等未満) ※ 婚姻している児童は対象外となります。 ・令和3年9月1日～令和4年3月31日生まれの児童手当(特例給付をのぞく)支給対象児童 <p>◆給付額 対象の児童1人あたり一律10万円</p> <p>◆給付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年9月分の児童手当を受けている場合、原則申請不要で支給します。 ・高校生のみを扶養している世帯や、公務員の児童手当(特例給付をのぞく)受給者は、申請が必要となります。 <p>◆給付時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年9月分の児童手当を受けている場合(申請不要)、令和3年12月23日に振込予定です。 ・その他申請が必要な場合の支給時期については、原則、申請受付月の翌月末となります。 	<p>新居浜市 福祉部子育て支援課 0897-65-1242</p>

生活支援

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>☞ 家庭内感染を回避したい 時差出勤をしたい</p> <p>県</p>	<p>割引</p> <p>ホーム&ワーク 愛顔の安心割 (宿泊割引)</p>	<p>◆事業概要 新型コロナウイルス感染症の家庭内感染の回避と時差出勤を支援するため、新たな宿泊割引制度を開始する。</p> <p>◆対象者 以下のいずれかに該当する県内在住者 ・家庭内での感染に不安を感じている方 ・時差出勤により、公共交通機関等の通勤手段が確保できない方</p> <p>◆割引内容 ・1泊6,000円以上の宿泊に対し、5,000円の割引 ・1泊3,000円以上6,000円未満の宿泊に対し、2,500円の割引</p> <p>◆対象期間 令和4年2月1日～令和4年3月10日</p> <p>◆予約受付 県内旅行各社窓口にて</p>	<p>(一社) 愛媛県観光物産協会 089-961-4500</p>
<p>☞ 感染予防のため、家庭で読書を楽しみたい</p> <p>県</p>	<p>支援</p> <p>「愛顔の読書券」 の追加発行</p>	<p>◆対象者 県内の未就学児（小学生になる前の乳幼児）を有する世帯</p> <p>◆発行内容 1,000円の割引クーポン×2枚（1組）・2万組（4万枚） ※1世帯2組まで</p> <p>◆対象図書 子ども向け書籍（童話、絵本等）・子育て関連書籍</p> <p>◆応募期間 令和4年2月1日～令和4年2月7日 （HP、はがき、FAXで応募）※抽選で決定</p> <p>◆利用期限 令和4年3月10日</p> <p>※ 第2弾は、広く県内在住者を対象とする予定</p>	<p>文化芸術鑑賞等促進事業 事務局 (株)エス・ピー・シー内 089-931-6002</p>

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

個人向け③
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

生活支援・消費喚起

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>☞ 受験後、PCR検査を受けたい</p> <p>市</p>	<p>補助</p> <p>受験生等PCR検査実施事業</p>	<p>◆主な概要：新居浜市内在住の受験生及びその家族が、県外の大学等の受験や入学、また就職に伴う転居手続きなどの後、新居浜市に申し込んだうえで、PCR検査を実施する場合、費用の一部を市が負担（本人負担額：10,950円）</p> <p>◆実施期間：令和3年3月1日～令和3年3月31日</p>	<p>・新居浜市 感染症対策室 0897-65-1522</p>
<p>☞ 成人式に出席するため、PCR検査を受けたい</p> <p>市</p>	<p>補助</p> <p>成人式出席者PCR検査助成事業</p>	<p>◆主な概要：新成人が安心して成人式に出席できるよう出席者が事前にPCR検査をした際の費用の一部を市が補助（10,000円を上限）</p> <p>◆対象者 令和3年4月21日～5月1日の間に検査を受けた成人式出席者</p>	<p>・新居浜市 教育委員会事務局 社会教育課 0897-65-1300</p>
<p>☞ 地域応援券を活用し、市内での消費喚起・経済活動の回復を図りたい</p> <p>市</p>	<p>商品券</p> <p>新居浜市プレミアム付き地域応援券発行事業</p> <p>※ 6月14日から販売開始 ※ 9月1日から販売再開</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">事業終了</p>	<p>◆事業内容：プレミアム分をあわせた1万3千円の商品券（飲食8千円、共通5千円）の発行</p> <p>◆応援券の購入： ●6月14日～8月31日 全世帯に1枚ずつ送付する購入引換券を持参して購入 ●9月1日～11月30日 販売場所に購入申込書を持参し購入 新居浜市に住民票のある人 1人3冊まで （販売場所：イオンモール新居浜、フジグラン新居浜、フジ新居浜駅前店、フジ本郷店、市内23郵便局（簡易郵便局を除く））</p> <p>◆応援券概要：飲食店でのみ利用できる飲食店限定券（8千円）と、その他の店舗でも利用できる共通券（5千円）がセットになったもの（1セット1万3千円分）を1万円で販売</p> <p>◆スケジュール： ・販売期間 6月14日（月）～8月31日（火） ・再販売 9月1日（水）～11月30日（火） 売り切れ次第終了 ・利用開始 6月28日（月） ・利用終了 12月31日（金）</p>	<p>・新居浜商工会議所 0897-65-1151</p>
<p>☞ 子育て世帯を支援</p> <p>国</p>	<p>給付</p> <p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金</p>	<p>◆給付額：児童1人あたり5万円</p> <p>◆対象者： （1）ひとり親世帯 ① 児童扶養手当受給者の方 ② 公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 感染症の影響を受け、家計が急変するなど収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方 （2）その他低所得の子育て世帯 ① 児童手当、特別児童扶養手当の受給者かつ令和3年度住民税（均等割）が非課税の方 ② 児童手当、特別児童扶養手当の受給者かつ令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方</p> <p>◆給付時期： ※（1）①の対象者には4月30日に支給 ※ ②、③の対象者は、5月6日より受付開始（支給日：申請の翌月末（原則）） ※（2）①の対象者には6月30日から支給（申請不要） ②の対象者は申請必要（申請受付期間：令和3年7月16日～令和4年2月28日）</p>	<p>・新居浜市 福祉部子育て支援課 0897-65-1242</p>

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

個人向け④ (詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

生活支援

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
⑤ P C R 検査を受けたい 市	補助 新居浜市 P C R 検査支援事業	◆主な概要 新型コロナウイルス感染者と接触したが、行政検査の対象とならない方の P C R 自主検査費用の一部について補助 ◆補助額 検査費用の 1/2 10,000円を上限とする	・新居浜市 福祉部保健センター 0897-35-1070
⑤ 高齢者福祉施設等 (障がい者福祉施設も含む) の職員が P C R 検査等を受けたい 市	補助 高齢者福祉施設等従事者 P C R 検査等実施事業	◆主な概要 高齢者福祉施設等の職員に対し、自主検査を行った施設等を運営する法人等が、P C R 検査等を実施する場合、費用の一部を補助 ◆補助額 (P C R 検査) 10,000円を上限に補助 (抗原検査) 6,000円を上限に補助 ◆実施期間 令和5年3月31日まで	・新居浜市 福祉部介護福祉課 0897-65-1241 ・新居浜市 福祉部地域福祉課 0897-65-1237
⑤ 障がい者福祉施設の新規 入所者に対して P C R 検査 等を実施したい 市	補助 障がい者福祉施設入所者 P C R 検査等実施事業	◆主な概要 障がい者福祉施設に新たに入所する方に対し、施設を運営する法人が P C R 検査等を実施する場合、費用の一部を補助 ◆補助額 (P C R 検査) 5,000円を上限に補助 (抗原検査) 3,000円を上限に補助 ◆実施期間 令和5年3月31日まで	・新居浜市 福祉部地域福祉課 0897-65-1237
⑤ 高齢者福祉施設に入所する 前に P C R 検査を受けたい 市	補助 高齢者福祉施設等入所者 P C R 検査実施事業	◆主な概要 65歳以上の高齢者福祉施設等の新規入所者が、新居浜市に申し込んだうえで、P C R 検査を実施する場合、費用の一部を市が補助 ◆補助額 20,000円を上限とする ◆実施期間 令和5年3月31日まで	・新居浜市 福祉部介護福祉課 0897-65-1241
⑤ 離職・減収で住宅を失った 又は失うかもしれない 国	給付 住居確保給付金	◆給付額：32,000円～50,000円 ※世帯人数や月収により異なる	新居浜市福祉部生活福祉課 0897-65-1240
	市 市	無償 貸出 市営住宅等の無償貸出	◆対象者：会社を解雇等され、社宅や寮から退去を求められている人 (新居浜市民) ◆団地・戸数：旧雇用促進住宅(松原町)・7戸 ◆家賃：無償 ◆提供期間：6カ月間
⑤ 失業・減収などで 生活の維持ができない 市	猶予 水道料金・下水道使用料の支払猶予	◆猶予措置：令和2年4月分、5月分の支払期限日をそれぞれ2か月猶予	新居浜市上下水道局 お客様センター 0897-65-1331

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

個人向け⑤
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

休業補償

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 子どもの世話で仕事ができなくなった	国 助成 学校等休業助成金 (フリーランス向け) 受付終了	◆助成額：臨時休校等により就業できなかった日1日につき7,500円 (令和2年4月1日～令和3年3月31日まで) ◆申請期間：令和3年6月30日まで (令和3年分) ※国の第2次補正予算により4,100円→7,500円に引き上げ	学校等休業助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999
☞ 感染症等により仕事ができなくなった	市 助成 傷病手当金 (◆国民健康保険加入者向け) (◆後期高齢者医療保険加入者向け)	◆対象等：国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している被用者が感染等の療養のため就業できず、給与等の全部又は一部が支払われなかった場合 ◆助成額：直近の継続した3カ月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象となる日数	新居浜市福祉部国保課 (国民健康保険加入者) 0897-65-1230 (後期高齢者医療保険加入者) 0897-65-1170

生活支援

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
☞ 休業・減収などで緊急に生活費が必要	国 貸付 緊急小口資金 (初回貸付) 申請期間は令和4年9月末日まで	◆貸付上限：20万円 (上限) ◆返済据置：1年以内、償還期間2年以内 ※無利子 ※返済時にも所得減少が続き住民税非課税の世帯は償還免除の特例あり	新居浜市社会福祉協議会 0897-47-4976
☞ 失業・減収などで生活の維持ができない	国 貸付 総合支援資金	◆貸付上限：複数月20万円、単身月15万円 ◆貸付期間：3カ月以内→最大9カ月以内・最大180万円 (国方針) ◆返済据置：1年以内 ◆償還期間：10年以内 ※無利子 ※返済時にも所得減少が続き住民税非課税の世帯は償還免除の特例あり	
	国 給付 生活困窮者自立支援金	◆対象世帯 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯 ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯 ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯 ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯 ※上記の世帯に該当した上で、収入、資産等の要件があります。 ◆給付月額 (単身世帯) 6万円 (2人) 8万円 (3人以上) 10万円 ◆支給期間 最大3か月+(再支給3か月) ◆申請期間 令和3年7月1日～令和4年12月31日まで	新居浜市福祉部生活福祉課 0897-65-1240
申請受付は令和4年12月末日で終了しました			
☞ すべての国民を支援	国 給付 特別定額給付金	◆給付額：全国すべての国民1人につき一律10万円	新居浜市緊急経済対策室定額給付金グループ 0897-65-1522
☞ 子育て世帯を支援 (※個人向け①に令和3年4月追加事業を掲載)	国 給付 子育て世帯臨時特別給付金 (児童手当受給者への支給) ※申請不要	◆給付額：児童1人につき1万円 ◆給付方法：児童手当振込口座への振込	
	国 給付 ひとり親世帯臨時特別給付金	◆給付額：対象世帯に対し、5万円 (第2子以降がいる場合、1人につき3万円加算) ※さらに感染症の影響により、収入が大きく減少したことが確認された場合、1世帯5万円を追加支給 ◆給付方法：①令和2年6月分児童扶養手当受給者に対する基本給付は8/6振込予定。追加給付とその他の給付は随時受付 ②再給付として、基本給付の受給者に給付する。(扶養世帯5万円、第2子以降1人につき3万円) 令和2年12月振込	新居浜市福祉部子育て支援課 0897-65-1242
	市 給付 子育て応援券給付事業 (7月20日～受付開始)	◆給付額：5万円分の応援券 (紙おむつ、おしりふき、ミルク等の育児用品購入が可能) ◆対象者：国の「特別定額給付金」の対象とならない令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した子どものいる世帯	
	市 環境整備 オンライン学習支援	◆対象者：小・中学生のいる世帯 ◆事業内容：各教科の学習用動画を制作し、インターネットを通じて配信ができる環境を整備	新居浜市教育委員会学校教育課 0897-65-1301
☞ 学びを支える支援	国 給付 学生支援緊急給付金	◆対象者：家庭から自立しアルバイト収入で学費等を賄う学生等 ◆給付額：・非課税世帯 20万円 ・それ以外の学生 10万円	各大学等

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

個人向け⑥
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

税制上の措置・保険料の減免

こんなときには (対象者)	措置	主な概要	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> 給与等が前年同月比概ね20%以上減少している 一時に納税することが困難である ※ 20%未満でも換価猶予制度 (従来型) を受けられる場合があります。 	<p>猶予 徴収猶予制度 (特例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税、県税、市税が対象 ◆ 無担保かつ延滞金なしで最大1年間、納付が猶予 	<ul style="list-style-type: none"> ・高松国税局猶予相談センター 087-806-0040 ・愛媛県東予地方局税務管理課 0897-56-1300 (代表) ・新居浜市総務部収税課 0897-65-1226
<ul style="list-style-type: none"> 期限までに申告・納付、各種申請、届出が困難である 	<p>期限延長 個別の申告期限延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 申告所得税、贈与税、消費税、相続税、個人県民税、個人事業税、個人市民税が対象 ◆ 申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告等を行ってください ◆ 手続：申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜税務署 0897-33-4145 ・愛媛県東予地方局課税課 0897-56-1300 (代表) ・新居浜市総務部市民税課 0897-65-1224
<ul style="list-style-type: none"> 自動車及び三輪以上の軽自動車を取得した 	<p>軽減延長 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期間を延長 (令和3年12月31日までに取得した車両が対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県中予地方局課税課 (運輸支局駐在) 089-957-6621
<ul style="list-style-type: none"> チケットの払戻請求権を放棄したい 	<p>税額控除 チケットの払戻請求権の放棄を寄附金控除の対象とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化芸術活動・スポーツイベントを中止等した主催者に対して、入場料などの払戻しを請求しなかった場合に、所得税・個人住民税の寄附金控除として適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜税務署 0897-33-4145 ・新居浜市総務部市民税課 0897-65-1224
<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローンの適用要件の弾力化 (感染症拡大の影響により、入居が遅れた) 	<p>要件緩和 住宅ローン控除の適用要件の弾力化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居が遅れた場合でも、一定の要件を満たしたうえで、令和4年12月31日までに入居すれば、特例対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜税務署 0897-33-4145
<ul style="list-style-type: none"> 感染症等の影響で、世帯主 (主たる生計維持者) の収入が去年と比べて10分の3以上減少したまたは、事業を廃業した 	<p>減免 保険料の減免 (◆ 国民健康保険加入者向け) (◆ 後期高齢者医療保険加入者向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象等：世帯主 (主たる生計維持者) の所得が1,000万円以下であり、減少した所得以外に所得がある場合は、その合計が400万円以内であること。所得の額により、収入が減少した被保険者の令和3年度の保険料額のうち、全額~10分の2の範囲で保険料の減免が可能。ただし、事業を廃業した場合は、所得の金額に関わらず減免を受けることが出来る。 	<ul style="list-style-type: none"> 新居浜市福祉部国保課 ・ (国民健康保険加入者) 0897-65-1230 ・ (後期高齢者医療保険加入者) 0897-65-1170
	<p>減免 介護保険料の減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合 ・世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、一定の基準を満たす場合 ◆ 減免の対象となる保険料の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの ◆ 減免額 対象となる保険料の8~10割 ※詳しい基準・条件はお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> 新居浜市福祉部介護福祉課 0897-65-1241

活動支援

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> 県内で宿泊を伴う旅行をする ※①令和4年10/11~12/27 (宿泊分) ※②令和5年1/10~6/30 (宿泊分) ただし、4/29~5/7は対象外 	<p>割引 全国旅行支援 えひめぐり みきゃん旅割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 内容：1人1泊 (1回) あたり旅行代金の40%上限8,000円/人泊) を割引 + 3,000円分 (休日は1,000円分) のクーポン配布 ※②の期間は、旅行代金の20%・上限5,000円/人泊となる。 ◆ 対象者：愛媛県民及び隣接県在住者 (一部地域を除く) その他、対象者には条件がありますので、詳細は相談窓口までお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> えひめぐり みきゃん旅割事務局 お客様コールセンター 0570-075665

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

個人向け⑦
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

活動支援・移住支援・その他

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
国内で旅行がしたい 国	補助 GO TO トラベル キャンペーン ※一時停止中 (令和2年12月～)	◆キャンペーン内容： 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の2分の1相当額を支援するキャンペーン。 (給付額のうち、70%は旅行代金の割引、30%は地域共通クーポン券として付与) ※対象者は感染症拡大の状況により変更あり ◆キャンペーン期間： 令和2年7月22日～令和3年1月31日(予定) ◆申請利用方法： 旅行代理店や予約サイト、宿泊施設などの対象事業者を通じて申し込み ◆補助額： 1人1泊当たり2万円が上限 (日帰り旅行は1万円が上限)	問い合わせ窓口 ・一般利用者向け 03-3548-0520
	補助 新居浜市民限定！ J R 四国販売 「あじな散歩道」観光列車 割引プラン ※終了	◆対象者： 新居浜市民限定 ◆割引プラン： J R 四国が販売する、観光列車とJ R 往復きっぷ、車内でのお食事がセットになった「駅長推薦あじな散歩道」等が通常価格から大人5,000円割引、子ども2,500円割引で利用できます。 ◆対象期間： 令和2年10月1日～令和3年1月31日 ◆割引対象商品： ①「駅長推薦あじな散歩道」伊予灘ものがたりきっぷ ②「駅長推薦あじな散歩道」四国まんなか千年ものがたりきっぷ ③「駅長推薦あじな散歩道」志国土佐時代(とき)の夜明けのものがたりきっぷ ④「Go To トラベルキャンペーン」四国まんなか千年ものがたり	(販売窓口) ・J R 四国新居浜駅 ワーププラザ 0897-34-4861 ・新居浜市 経済部運輸観光課 0897-65-1261
県内の飲食店を応援したい 国 県	補助 GO TO イート キャンペーン ※ 7月1日から第2弾販売開始 ※ 10月1日から第2弾販売再開	◆キャンペーン内容： コロナ対策に取り組みながら、頑張っている飲食店・食材を供給する農林漁業者を応援するキャンペーン。 プレミアム付き商品券でお得に食事を楽しむことができます。 ◆キャンペーン期間： 令和2年10月30日～令和3年11月30日まで延長 ◆商品券の内容： 加盟店舗で使える飲食券 6,000円(500円×12枚)が5,000円で購入できます。 ◆販売場所： 愛媛県内の百貨店、スーパー、郵便局など 約120か所で販売予定(7月1日販売再開)	(キャンペーンの詳細について) ・Go To Eat キャンペーン 愛媛事務局 089-945-3220 ・新居浜商工会議所 0897-33-5581
新居浜市への移住を検討している(移住したい) 市	補助 Uターン促進事業 (Iターン・Jターンも対象)	◆対象者： 令和2年4月1日以降に県外から新居浜市への移住し、住宅の新築、購入、改修を行う人 (契約日時点で移住世帯員のうち、少なくとも1人が45歳以下) ◆対象事業： 住宅の新築、購入、改修に要する経費等 ◆補助内容： ①住宅の新築または購入に要する経費(1,000千円) ②自己が所有する住宅の改修に要する経費(500千円) ③その他、子ども加算あり 補助上限額 2,000千円	・新居浜市 企画部 シティプロモーション推進課 0897-65-1251
インフルエンザの予防接種を受けたい 市	補助 高齢者インフルエンザ 予防接種助成事業	◆対象者： ①接種当日に65歳以上の新居浜市民 ②接種当日に60歳以上65歳未満の市民あつて、心臓、腎臓、呼吸器、免疫不全等で身体障害者手帳1級を持っている方 ◆実施期間： 令和2年10月1日～令和2年12月31日 ◆実施場所： 市内、県内の委託医療機関 ◆自己負担金： 令和2年度に限り無料 (昨年度までは自己負担1,000円で実施)	・新居浜市 福祉部 保健センター 0897-35-1070

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

個人向け⑧
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

活動支援

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
③ 新居浜港発着の「にっぽん丸」で旅行をする	市 割引 クルーズ船利用促進事業 ※終了	◆対象者：10月25日発「にっぽん丸」乗船者 ◆内容：クルーズ代金補助 10,000円割引 新居浜駅よりシャトルバス代無料 JRプラン半額 1,500円割引 新居浜物産お土産付き (5,000円相当)	・JR 四国 旅の予約センター 087-825-1662 ・フジトラベルサービストムズ 新居浜営業所 0897-32-4001
③ みなとオアシスマリンパーク 新居浜を利用する	市 割引 マリーナ施設利用促進事業	◆対象期間：8月1日～10月31日 ◆内容：合宿応援プラン（宿泊室、キャンプ場施設 50%割引） イベント応援プラン（多目的広場、イベント広場等 50%割引） クルーズ応援プラン（フィッシング&スペシャルディナー 50%割引） （レンタルボードとプラン・ブルーのセット 最小催行人数 3人）	・マリンパーク新居浜 0897-46-4100 ・新居浜マリーナ 0897-46-5636
		◆対象期間：9月～10月 毎週土曜日（悪天候除く） ◆内容：サンセット・ナイトクルージング&スペシャルディナー 50%割引 デイクルーズ&ランチ 50%割引	
		◆対象期間：8月1日～3月31日 ◆内容：サテライトオフィス応援プラン 研修室 50%割引	
③ 新居浜市での宿泊者を応援 ●中四国県民限定 ●新居浜市民も利用できます ※対象者については、 今後変更（拡大・縮小）になる 可能性があります。	市 割引 新居浜市宿泊客誘致事業 ①割引特別宿泊パック販売（数量限定） ②あかがねポイントカード進呈（数量限定）	①割引特別宿泊パック販売 ◆内容：1泊2食付き特別宿泊パックを通常価格の50%で販売 ◆対象期間：8月1日～12月31日 ◆対象者：中四国県民限定（新居浜市民も利用できます） ◆対象ホテル：リーガロイヤルホテル新居浜、ホテルルートイン新居浜、 スーパーホテル新居浜、オーベルジュゆらぎ 全4施設 ◆予約方法：対象ホテルホームページまたは予約サイト ②あかがねポイントカード進呈 ◆内容：宿泊施設利用客にあかがねポイントカード（2,000ポイント） 進呈 ◆配布期間：令和2年8月1日～令和3年2月28日 ◆対象ホテル：東横INN新居浜駅前、ホテルルートイン新居浜、ホテル・アル ファーン新居浜、ホテルマックスビジョン、リーガロイヤルホテル 新居浜、スーパーホテル新居浜、ビジネスホテルしづか、大黒屋 旅館、清乃屋旅館、ビジネスホテル柳屋、オーベルジュゆらぎ 全11施設 ◆備考：カード進呈数は、1滞在1室につき1枚です。 カード内ポイントの有効期限は令和3年7月31日までです。	・新居浜市 経済部運輸観光課 0897-65-1261 ※予約等詳細については 各対象ホテルに お問い合わせください。

休業補償

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
③ 会社から休業させられたが、 休業手当がもらえない。	国 助成 新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金 New!	◆新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、支援金・給付金を支給 ◆対象者：新型コロナウイルス感染症等の措置の影響により、令和4年7月1日から令和5年3月末日まで（予定）に事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者 ◆申請期限：令和5年5月31日（休業した期間令和5年2月から3月）	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276

新居浜市版 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う主な支援策等

個人向け⑨
(詳細版)

令和5年5月9日現在

New!

生活支援

こんなときには	支援策	主な概要	相談窓口
<p>🏠 各家庭（児童・園児のいる世帯）において、簡易な検査がしたい</p> <p>市</p>	<p>簡易抗原検査キット配付</p> <p>配付</p>	<p>◆主な概要 小学校や保育所、幼稚園等で、ワクチン接種の対象となっていない児童、園児の集団生活におけるクラスターや感染拡大を防止するため、気になる症状がある場合にセルフチェックとして、自宅で簡単に検査できるよう、簡易抗原検査キットを配付し、確実な医療機関への受診につなげる。</p> <p>◆対象者 新居浜市内の小学生及び園児など 約 1 万人</p> <p>◆配付方法 各学校等を通じて配付</p> <p>◆配付時期 令和3年11月下旬</p>	<p>・新居浜市 福祉部健康政策課 0897-65-1586</p>
<p>🏠 子どもの世話を保護者として行うことが必要となった</p> <p>国</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）</p> <p>給付</p> <p>New!</p>	<p>◆内容：小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給</p> <p>◆対象期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日</p> <p>◆金額：4,500円（1日当たり定額）</p> <p>◆申請期限 令和5年1月31日 （仕事ができなくなった期間令和4年10月1日～11月30日） 令和5年5月31日 （仕事ができなくなった期間令和4年12月1日～令和5年3月31日）</p>	<p>小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 0120-876-187 9：00～21：00 （土日・祝含む）</p>